

意匠分類記号	意匠分類の名称
H	電気電子機械器具及び通信機械器具

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H		電気電子機械器具及び通信機械器具
参考分類・参考物品		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
再掲載指示		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
この分類に含まれる物品		
定義		
電気部品、電子部品、送配電用機械器具、通信機械器具、音響映像機械器具、電子計算機等を分類する。 H0 H1～H7に属さないその他の電気電子機械及び通信機械器具 H1 基本的電気素子 H2 回転電気機械、配電機械器具 H6 電子情報処理・記憶機械器具等 H7 電子情報入出力機器		
他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠) 音響映像機器以外の家庭電化製品(C)、及び電気計測器(J1)を除く。 照明器具(D3)を除く。		
分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)		
過去に分類した物品の名称		